

■さいたま市図書館の運営方針■

- 1 図書館法の精神に則り、市民の学習活動を支援します。
- 2 生涯学習の場として、また情報発信基地として、個性化、多様化、高度化する市民からの幅広い要望に対応するため、資料や情報を計画的・積極的に収集し提供します。
- 3 図書館相互の連携・協力を推進し、地域に密着したきめ細やかなサービスを提供します。
- 4 「公共施設適正配置方針」に基づき市民のだれもが“いつでも、どこでも”利用できるよう、図書館のよりきめ細やかな全域サービス網の整備に努めます。

□平成19年度運営目標□

○ 図書館サービスの拡大と深化

- ・幅広く計画的な資料の収集／正確な図書情報・所蔵情報の提供／外部データベースによる情報提供／読書案内／調査相談業務の充実／ホームページを活用したサービスの充実

○ 蔵書の有効活用

- ・図書館ネットワークによる全館の蔵書の有効活用

○ 地域文化向上への寄与

- ・講座、講習会、映画会及び展示会等の文化事業の充実

○ 乳幼児、児童サービスの充実

- ・資料案内、読書相談、読み聞かせ等の実施／ブックスタート事業への協力

○ 学校図書館との連携協力

- ・学校図書館間資源共有化システムへの協力／学校図書館司書、担当者との連携／学校図書館援助／学校訪問の実施

□平成19年度組織目標□

○ 中央図書館の整備

- ・19年度資料購入:図書 3万冊／CD 3,000点 (平成19年11月29日開館予定)

○ 北図書館の整備

- ・PFIによる整備(平成20年5月開館予定)

○ 効率的な管理運営

- ・窓口業務委託の導入